

添付法令資料 4 :

保税区に関する 2018 年 9 月 21 日付インドネシア共和国財務大臣規則

No.131/PMK.04/2018 (目次)

公布の日から 60 日後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 運営及び事業 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 保税区の設立 (第 5 条ないし第 13 条)
- 第 4 章 義務及び禁止 (第 14 条ないし第 18 条)
- 第 5 章 輸入、輸出並びに関税、物品税及び課税の取扱い (第 19 条ないし第 31 条)
- 第 6 章 一時輸出及び下請負 (第 32 条ないし第 36 条)
- 第 7 章 商品の処分及び毀損 (第 37 条及び第 38 条)
- 第 8 章 税関申告 (第 39 条)
- 第 9 章 輸出商品の倉入れ、混載 (第 40 条及び第 41 条)
- 第 10 章 許可の停止及び取消し (第 42 条ないし第 46 条)
- 第 11 章 サポート (第 47 条)
- 第 12 章 モニタリング及び評価 (第 48 条及び第 49 条)
- 第 13 章 セルフサービス (第 50 条)
- 第 14 章 雑則 (第 51 条ないし第 54 条)
- 第 15 章 経過規定 (第 55 条)
- 第 16 章 終則 (第 56 条ないし第 58 条)